

# 障害者の歴史試論

— 本質と副次 —

## A Trial Theory on the History of the Persons with Disabilities

愼 英 弘

Shin, Yeong-hong

### 要旨

本稿は、古代から現代までの障害者の歴史の変遷を、「共に生きる」という視点で分析したものである。前近代（古代・中世・近世）においては、障害者の一部は排除されていたことがあったとしても、それは副次的な状況であり、本質的には障害者と健常者は「共に生きる」状況が一般的であった。

近代（明治以降）に入っておよそ80年間は、「共に生きる」という状況が崩壊し、競争を中心にした社会になったため、障害者は本質的には排除される状況であった。

現代（第二次世界大戦が終結してから今日まで）においては、競争社会の問題点はまだまだ残っているものの、「共に生きる」社会の構築が国をあげて目標になっている。その「共に生きる」は前近代におけるそれとは異なり、人権尊重に裏打ちされた高次の段階の“共に生きる”社会である。

キーワード：障害者、蛭児神話、律令制、福子思想、当道座、共に生きる

### はじめに

人が生活している所には様々な歴史がある。しかし、その歴史をすべて明らかにすることはできない。なぜなら、明らかにできるのは、土の中から掘り出された生活の痕跡や文字等の文献で残されているもの等が発見される範囲内に制約されているからである。また、人間社会の歴史は複雑怪奇であるため、たとえふんだんに史料があったとしても、事細かなところまで詳細に解明することは困難な状況がある。したがって、複雑怪奇な人間社会の歴史を解明するには、特定の分野に焦点をあて、且つ、分析対象を可能な限り単純化して検討を加え、その作業をあらゆる分野に広げて分析することを積み重ねていくしかない。そして、その際に何が本質的であり、何が副次的であるかを見極めて分析する必要がある。

本稿では、障害者に焦点をあて、古代社会から現代社会までの障害者をめぐる歴史の変遷を、「共に生きる」という視点で分析を試みることにしている。本稿は歴史の実証研究ではない。障害者の歴史をどのように捉えるべきかを試みたものである。

障害者の歴史に関する先行研究は多数ある。生瀬克己の『障害者問題入門』と題する著書

はその一例であり、河野勝行の「障害者差別の成立と階級支配——古事記・日本書紀の蛭児『神話』の批判的検討を通して——」と題する論考はその代表的なものである。しかし、前者は、様々な先行研究を引用しつつも、網羅的に記述されており、「共に生きる」という視点に立って分析したものではなく、首尾一貫した捉え方に欠けているといえる。後者は、記紀を分析した詳細な研究ではあるが、これも「共に生きる」という視点での分析はなされていないといえる。その他の先行研究も、管見の限りでは、「共に生きる」という視点での分析がなされているものは皆無に等しいといえる。

なお、本稿において、前近代とは江戸幕府崩壊までを、近代とは明治以降から第二次世界大戦終結までを、現代とは第二次世界大戦終結から今日までの時期を示している。

## 1. 問題意識

これまでに、障害者を対象にした歴史研究の論文や書物を精読してきた。それらの論文や書物で述べられている内容は、実証研究であったり生活史の紹介であったり様々である。それらを精読しても、「障害者がどのように位置づけられて生活してきたのか」のイメージが充分にはもてなかった。それは私一人だけなのかもしれないが、そんな印象を常にもっていた。

そこで、現代社会の大きな課題である“共に生きる”ということ进行分析の視点に置いて障害者の歴史を見たらどうなるだろうかと考えるようになった。ここに「障害者の歴史」を捉える私の問題意識がある。

## 2. 前近代における障害者

学生時代から私は、障害者問題について色々な人と様々な議論をしてきた。そのときにしばしば問題提起されるのが、「前近代においては障害者は追放される運命にあったんだ」とか「殺される運命にあったんだ」とかである。このように主張する人たちによってそのときに持ち出されるのが“蛭児神話”や“間引き”などである。“蛭児神話”や“間引き”などの事象で、果たしてそのようなことがいえるのだろうか。いつもそう感じていた。

### (1) 蛭児神話

蛭児神話<sup>1)</sup>は『古事記』や『日本書紀』に記されている国生みの段の中に出てくる話である。

蛭児神話は『日本書紀』の中でも何箇所かに記されている。関係の主要な箇所を、『新編日本古典文学全集』に所収の読み下し文にて引用する。

「一書に曰く、天神、伊奘諾尊・伊奘冉尊に謂りて曰はく、『豊葦原千五百秋瑞穂の地有り。汝往きて脩すべし』とのたまひて、廻ち天瓊戈を賜ふ。是に二神天上浮橋に立たし、戈を投し地を求めたまふ。因りて滄海を画りて引き拳ぐるに、即ち戈の鋒より垂り落つる潮、結りて島に為る。名けて礮馭慮島と曰ふ。二神彼の島に降居し、八尋之殿を化作つ。又天柱を化豎つ。……即ち天柱を巡らむとして、約束りて曰はく、『妹は左より巡れ。吾は右より巡らむ』とのたまふ。既にして分れ巡りて相遇ひたまふ。陰神乃ち先づ唱へて曰はく、『妍哉、可愛少男を』とのたまふ。陽神後に和へて曰はく、『妍哉、可愛少女を』とのたまふ。遂に夫婦と為り、先づ蛭児を生みたまふ。便ち葦船に載せて流しやりき。……故、還復天に上り詣で、具に其の状を奏す。時に天神、太占を以ちて卜合ひたまひ、乃ち教へて曰はく、『婦人の辞、其れ已に先づ揚げたればか。更還り去ね』とのたまひ、乃ち時日を卜定めて降したまふ。故、二神改めて複柱を巡りたまふ。陽神は左よりし、陰神は右よりし、既に遇ひたまふ時に、陽神先づ唱へて曰はく、『妍哉、可愛少女を』とのたまふ。陰神後に和へて曰はく、『妍哉、可愛少男を』とのたまふ。然して後に宮を同じくして共に住まひて児を生みたまひ、大日本豊秋津洲と号す。次に淡路洲。次に伊予二名洲。次に筑紫洲。次に億岐三子洲。次に佐度洲。次に越洲。次に吉備子洲。此に由り之を大八洲国と謂ふ。』<sup>2)</sup>

「……蛭児を生みたまふ。已に三歳と雖も、脚猶し立たず。故、天磐櫛樟船に載せて、風の順に放棄てたまふ。』<sup>3)</sup>

「一書に曰く、……蛭児を生みたまふ。此の児年三歳に満つるも、脚尚し立たず。初め伊奘諾・伊奘冉尊、柱を巡りたまひし時に、陰神先づ喜びの言を發げたまふ。既に陰陽の理に違へり。所以に今し蛭児を生みたまふ。……次に鳥磐櫛樟船を生みたまふ。輒ち此の船を以ちて蛭児を載せ、流れの順に放棄てたまふ。』<sup>4)</sup>

以上の内容を簡潔に要約すると、男神である伊奘諾尊と女神である伊奘冉尊が結婚して日本の国を創るのであるが、結婚に際して柱を巡って出会うのである。その出会ったときに最初に伊奘冉尊が喜びの声をあげた。そして生まれたのが蛭児である。なぜ蛭児が生まれたのかを天神に尋ねたところ、天神は占いをして、最初に女神である伊奘冉尊が喜びの声をあげたからであろうと言ひ、再び柱を巡って今度は先に男神である伊奘諾尊が喜びの声をあげるように伝えた。そして、そのようにしたので、その後は順調に日本が創られたとしている。最初に生まれた蛭児は、3年経っても脚が立たず、葦船に載せて川に流されるのである。

蛭児は3年経っても脚が立たないというのであるから、紛れもなく障害児である。障害のある者をきちんと養育するのではなく、葦船に載せて捨て去るのであるから、この蛭児神話は「障害者を追放する」とか「障害者差別」とかの根拠として挙げられているのである<sup>5)</sup>。果たしてそうだろうか。

『日本書紀』の記述からすると、蛭児は葦船に載せられて川に流されているが、それをもって「障害者はよくないもの」<sup>6)</sup>であるから捨て去るのだとする捉え方は果たして妥当だといえるのだろうか。もしも、そのような捉え方が妥当だとするならば、その後の“班田収授之法”における障害者政策と整合性がとれないことになる。

蛭児神話は「障害者差別」の話だとは私は捉えていない。この神話は、「女性差別」の話だと捉えることによって、すなわち「障害者差別」の話ではないと捉えることによって、その後の“班田収授之法”に見られるような障害者政策と整合性がとれるというものである。

先に引用した『日本書紀』の記述からも判るように、蛭児が生まれた理由を、天神は伊弉諾尊と伊弉冉尊の結婚に際して、最初に「女」が喜びの声をあげたから、すなわち「女」が最初に口をきいたからとしている。つまり、「『男性側からの求愛が原則』とする意識がすでに神話時代に成立しており、そうした『原則』が踏みにじられ<sup>7)</sup>た結果、障害児が生まれたとされている。夫唱婦随でない結婚において、何ゆえに障害児が生まれ、その子が何ゆえに川に流されたのだろうか。

それは、「夫唱婦随の原則」に違反した「女」を二重に苦しめるためではなかったのだろうか。一つの苦しみは、せっかく授かった子を障害児にしたことであり、もう一つの苦しみは、せっかく授かった子を強制的に捨て去られたことである。現代社会においては様々な保障や支援制度があるが故に、障害児が生まれたとしても、そのことをもって苦しみを与えられるという精神的苦痛はそれ程には受けないかもしれないが、何の保障も支援制度もなかった時代では想像を絶するような苦しみだったかもしれない。また、せっかく授かった子を、たとえ障害があったとしても、強制的に母から引き離して捨て去られることは、母にとってこれ程の精神的苦しみはなかったであろう。この二つの苦しみを「女」に与えることによって、「夫唱婦随の原則」の社会を維持しようとしたのではないだろうか。

したがって、蛭児神話は、「障害者を追放する」とか「障害者差別」とかと捉えるのではなく、「女性差別」と捉える方が、その後の歴史と矛盾しないといえる。換言すれば、蛭児神話は「女性差別」であることが本質的であり、「障害者差別」は副次的であるということである。

## (2) 班田収授之法

蛭児神話を分析するなかで、「障害者を共同体から排除することが、当時一般にみられた」<sup>8)</sup>とする見解があるが、果たしてそうだろうか。そうだとするならば、“班田収授之法”における障害者政策と矛盾することになる。その見解とは逆の状況であり、古代社会においては障害者は部分的には排除される者がいたとしても、多くの場合は共同体に包摂されながら「共に生きる」状況が一般に見られた、と私は考えている。

“班田収授之法”という独立した規則があるのではなく、『日本書紀』に記されている孝徳天皇による大化の改新の詔における「『班田（あかちだ）を収め授く』と訓読される句を音

読したもの<sup>9)</sup>が“班田収授”であり、その土地割替制度のことである。班田収授之法は唐の“均田法”にならったものであり、大化の改新の後に樹立され平安初期まで続いた「公地公民制」の基礎になった制度である。同制度は律令制において人民に口分田を与えその生産物の一部その他を税として納めさせるなど、租・庸・調等の徴税に基づく国家体制を確立させる基礎となったものである。

“班田収授之法”については様々な研究があるが、その多くは、班田（口分田）の対象とその額について次のように記述されている。「良賤いずれも六歳以上より班田、その額は良の男子——二段、女子はその三分の二（一段一二〇歩）、賤の場合はそれぞれ良の三分の一（奴は二四〇歩、婢は一六〇歩）、ただし官戸・公奴婢は良と同一である。」<sup>10)</sup>と。また、班田の順序については、「課役を先にし不課役を後に、田の無いものを先にし少ないものを後に、貧者を先にし富者を後にするといった順序で班給する。」<sup>11)</sup>と記述されているだけであり、良賤の障害者に対してはどのような扱いがなされていたのかについては、多くの研究が目を向けていないのである。

たしかに、“律令”の田令第九の3には、「凡そ口分田給はむことは、男に二段。女は三分が一減せよ。五年以下には給はず。」<sup>12)</sup>と定められており、同じく24には、「凡そ田授はむことは、先づ課役に、後に不課役に。先づ無きに、後に少きに。先づ貧しきに、後に富めるに。」<sup>13)</sup>と定められている。また、同じく27には、「凡そ官戸、奴婢の口分田は、良人と同じ。家人、奴婢は、郷の寛狭に随ひて、並に三分が一給へ。」<sup>14)</sup>と定められている。

口分田の対象者を規定したこれらの田令規定からは、障害者が口分田の対象となっていたかどうかについては読み取ることができない。しかし、律令制が「公地公民制」による国家体制樹立のための規定であることからして、口分田の対象者には障害者も含まれることは明白である。賤民である奴婢に対しても、換言すれば身分にかかわらず、口分田が与えられるのであるから、身分上の区別とは関わりのない障害者に対しても口分田が与えられるのは当然のことである。そのことは、戸令の規定からして明らかである。

戸令第八の7では、障害者を3種に分類している。それは、軽度障害者である“残疾”、中度障害者である“癡疾”、重度障害者である“篤疾”の3種である。すなわち、次のように定めている。「凡そ一つの目盲、両つの耳聾、手に二つの指無く、足に三つの指無く、手足に大きなる拇指無く、禿は瘡にして髪無く、久漏、下重、大瘻瘻、此の如き類は、皆残疾と為よ。癡、瘡、侏儒、腰背折れたらむ、一つの支癡れたらむ、此の如き類をば、皆癡疾と為よ。悪疾、癲狂、二つの支癡れたらむ、両つの目盲らむ、此の如き類をば、皆篤疾と為よ。」<sup>15)</sup>と。

この戸令7の規定は「目盲条」とよばれる規定であり、障害のある者のみならず病気の者をも包含している。両者ともその状態によって残疾・癡疾・篤疾の3種に分類されている。そして、その障害等の状態に応じて、税の減免や罪の軽減措置を規定しているのである。

税の減免措置について戸令や賦役は次のように規定している。残疾（21～60歳の男子の

障害者)は、調が健常者である正丁(21～60歳の男子)の半分であり、徭役は全免である(戸令8、賦役1・19)。そして、癩疾と篤疾には税を不課としている<sup>16)</sup>。すなわち、戸令5において、癩疾と篤疾に対する税の免除について、「凡そ戸主には、皆家長を以て為よ。戸の内に課口有らば、課戸と為よ。課口無くは、不課戸と為よ。不課といふは、……癩疾、篤疾、妻、妾、女、家人、奴婢をいふ。」<sup>17)</sup>と定められている。“課口”は「調・庸・雑徭を負担する人民。大宝令制では十七歳から六十五歳までの健康な男子。八世紀中ごろ、十八歳から六十四歳までとした。」<sup>18)</sup>とあるように税を納める対象であり、癩疾と篤疾は女と同様に税が免除されていたのである。女に対しては前述のように口分田が与えられることが明確に規定されており、その女に対する税は免除することも明確に規定されている。このことから、癩疾と篤疾に対する税の免除が明確に規定されていることは、「公地公民制」国家における癩疾や篤疾の障害者に対して口分田が与えられたことは明白なのである。

さらに、篤疾に対しては、侍丁1人を給し(戸令11)、侍丁は徭役を免除されている(賦役19)のである<sup>19)</sup>。障害の程度に応じて障害者は税の減額や免除がなされていただけでなく、重度障害者である篤疾には土地を耕したり身の回りの世話(介護等)をしたりするための手助け者として侍丁とよばれる者を1人を与え、その者は徭役を免除されているのである。

これらのことからして、古代律令国家の「公地公民制」における障害者は、口分田から排除されるのではなく、一般人民の中に包摂され、一般人民と平等に口分田の対象とされて、一般人民と「共に生きていた」のである。そして、障害者に対する税の減免措置は、決して障害者に対する保護政策ではなかった<sup>20)</sup>。それは、奴婢に対する税を免除していることから明らかである。このような状況については、「この制度は……生活基盤を国家的に保障したものであった」<sup>21)</sup>という指摘がある。さらに強調するならば、令の制度では、男・女・良・賤によって口分田に差を設けているが、障害を理由に口分田に差は設けられてはいないのである。

一方、罪については癩疾と篤疾の障害者に対しては軽減措置をとって保護することが規定されていた。罪の軽減については、「癩疾は流罪以下を犯したときは原則として贖を取り、篤疾は反逆と殺人を犯して死刑にすべきときは上請し、盗と傷人は贖を取り、それ以外は原則として一切不問に付した(名例30)。裁判においても、癩疾・篤疾は拷問(拷問)を受けず(断獄律6)、収監の際も散禁(刑具を免ずる)とされた(獄令39)。」<sup>22)</sup>のである。このように、犯罪を犯した障害者の罪等に対して、減刑等の保護政策がとられていたのである。

古代国家の律令制における障害者の状況については、斉藤博久が詳細に研究しており<sup>23)</sup>、「障害者は、律令体制下の収取体系においては、多大の課役が減免される存在であった。」<sup>24)</sup>と指摘するとともに、「課役負担のいまだに残る障害には広く目盲条を適用し、課役負担のない癩疾には狭く、課役負担のない上に、徭役……免除の侍丁が充てられる篤疾には全くといってよいほど敷衍的適用を行ってはいないのである。」<sup>25)</sup>と強調している。さらには、籍帳の詳細な検討の結果、「障害者の状況は、律令の課役体系の特殊性(男子中心主義)ゆえに、

ある種の片寄りはあるものの、全体的に見れば、目盲条の適用が順当に行われていたことを示している。……そればかりではない。篤疾にあっては、障害等級が本来のそれより下げられているものまであらわれてくる。」<sup>26)</sup>と実証研究に基づいて述べている。

以上のことからして、律令国家における障害者——軽度障害者も重度障害者も含めて——は、副次的には排除されることがあったかもしれないが、本質的には、共同体に包摂されながら健常者と「共に生きていた」ことは明らかである。したがって、前項で述べた“蛭児神話”が障害者差別に貫かれた話ではなく、女性差別の話だと捉えることこそが、律令国家体制における障害者政策と矛盾しないというものである。

健常者に対してと同様に障害者に対しても口分田を与え、且つ、癱疾や篤疾の障害者には税の免除をしていた律令制の古代国家における障害者政策は、律令制の基盤であった“班田収授之法”が902（延喜2）年を最後に実施されなくなったことにより、障害者に対する国家政策は揺らぎはじめるのである。

### (3) 福子思想

律令制の解体が進むなかで障害者政策は揺らぎはじめるが、国家政策に代わって「共に生きる」状態を維持するために出現するのが“福子思想”である。それは11世紀頃に現れはじめる。

中世社会では“福子思想”というものが広がり、障害者は大切に育てられたとされている。「福子伝承などが障害者を『福子』『宝子』としていて、この『福子』『宝子』が一家の不幸・災いを一身に引き受けてくれると考えられていた」<sup>27)</sup>とされているように、障害児が生まれると「福子」や「宝子」とよばれて大切にされたということである。つまり、障害者がその家族の「不幸」を一身に背負ってくれるので、障害者のいる家庭には「不幸」がやって来ないとされていたのである。

福子思想の広がりによって障害者が大切にされたということは、障害者は追放されたり排除されたりするのではなく、障害者と健常者は「共に生きていた」ということである。その背景となった福子思想は、障害者が家族・家庭の「不幸」を背負ってくれるというものであるから、福子思想そのものは、今日的考え方からすると決して称賛できるようなものではないが、障害者と健常者が「共に生きる」ことを社会の規範としていた点では、古代律令制下の「共に生きる」というあり方と同様の状況が維持されていたことになる。

### (4) 江戸時代の障害者

近世社会になっても、障害者と健常者が「共に生きる」状況には特段の変化は生じなかった。

## 1) 盲人の保護

江戸時代の障害者としては盲人がその中心であった。盲人以外にも様々な障害者がいたことはいまでもないが、歴史のなかで中心的に現れるのは盲人であった。

室町時代に結成された盲人の職業組織である“当道座”は、江戸時代には職業団体としての特権を有する組織となった。当道座には盲人間の争いに対する裁判権が付与されたり、当道座に加盟する盲人には税の免除や金貸し業を営む特権が与えられるなどの保護政策がとられた。

当道座は勘定奉行の支配下にあったが、当道規則を設けて自治が認められていた。規則に違反する事件は勘定奉行所で裁かれるのではなく、裁判権は当道に与えられていた。規則の違反事件で、当道内の裁判によって処刑された者もいた。

盲人に対する税の免除という特権は、当道座に加盟している盲人だけに与えられたものであった。按摩業や鍼業を営んだとしても、蓄財できるほど稼ぐことはできなかったかもしれないが、税の免除は盲人の生活にとってこれほどの負担軽減策はなかったことは想像に難くない。

盲人に対する金貸し業の特権と税の免除によって莫大な富を築いた者がいた。それは勝海舟の曾祖父の米山銀一検校である。1702（元禄 15）年頃に越後国の長鳥村（現・新潟県柏崎市）の農家に生まれた銀一は、幼いときに失明し、少年の頃に故郷を離れて江戸に行き、杉山流の鍼術を学んだ。鍼医として御三家の一つ水戸家のほか多くの武家に出入りしていた銀一は同時に金貸し業も行っていた。水戸家をはじめ大名や幕臣に金を貸し、江戸に 17 箇所土地を持ち、水戸家に対してだけでも 70 万両を貸し付けていたという。死ぬ前に貸し付け証文をすべて焼き捨てたことが美談として伝わっている。貸し付けたお金を棒引きにしたにもかかわらず、それでも遺産は 30 万両に上ったとされているくらいに富を築いた。米山検校の長男・鉄之丞は水戸家に武士として抱えられ、三男の平蔵は 3 万両を持参金に旗本・男谷家の養子となった。平蔵の孫に、幕末の剣豪・男谷精一郎がおり幕末の英傑・勝海舟がいる。平蔵の三男の小吉が勝家に養子に入り、小吉の子が麟太郎・後の勝海舟である。「職業は世襲が原則で、身分制度が厳しかった封建時代にあって、それは、盲人だからこそ開けた道でもあった」とする指摘もある<sup>28)</sup>。米山検校は晩年には男谷姓を名乗り、男谷検校とよばれるようになった。

江戸時代の盲人は、士農工商にも含まれない身分的には下層階級のいわゆる「治外の民」であったにもかかわらず、何ゆえに税の免除や金貸し業の特権が与えられたのであろうか。それには、江戸幕府を開いた徳川家康と総検校・伊豆圓一との親密な関係があったからである。

その家康と圓一との関係は、家康が今川義元のところに人質として囚われていたときから始まる。

徳川家康は 1542（天文 11）年に三河国（現・愛知県の東部）で生まれた。竹千代とよばれた 1547（天文 16）年から元服後の 1560（永禄 3）年まで、駿府（現・静岡市）の今川義



元のもとに人質として囚われの身となっていた。そのときに、その傍で圓一は平家琵琶を弹奏して家康を慰めるなどしていた。

このように、ほぼ年齢が同じだった家康と圓一は、家康の人質生活のなかで知り合い、その後の親密な関係の元が築かれていった。

1603（慶長8）年2月、江戸幕府を開いた徳川家康が征夷大將軍に任ぜられると、総検校になっていた伊豆圓一は、旧知の間柄である家康に祝意を言上するために出府し、二人は再会した。このとき、徳川家康による「盲人保護」の方針が打ち出された。

圓一が家康に再会したときに家康によって示されたこの方針が、江戸幕府の「当道保護政策」すなわち「盲人保護政策」の根拠になっていると考えられる。換言すれば、今川義元のもとに人質として囚われていたときに圓一から受けた慰めに対して、天下統一を成し遂げた後に家康は「盲人保護」という形で恩返しをしたといえるのである<sup>29)</sup>。

そればかりではない。江戸時代には塙保己一のような盲人の大学者も現れ、盲人のなかには為政者によって重く用いられた者もいた。

江戸幕府による民衆支配は、過酷な税制からも判るように厳しい状況があったが、以上述べたように、障害者である盲人に対しては保護政策がとられていたのである。当道座に加盟しない盲人に対しては保護の手が差し伸べられなかったという点では、すべての盲人が保護の対象にされていたわけではないが、たとえ一部の盲人が保護の対象から除外されていたとはいえ、それは副次的現象であって、本質的には盲人は健常者と「共に生きる」状況にあったのである。

## 2) 徳川家重將軍

「共に生きる」という状況は民衆の間だけのことではない。幕府内においても同様であった。九代將軍・徳川家重の存在はその代表例である。

徳川家重は1711（正徳元）年12月21日に、八代將軍・吉宗の長男として生まれた。家重は「幼少から多病で柔弱」<sup>30)</sup>であり、「不明確な言語」<sup>31)</sup>の重度障害者であった。重度の脳性麻痺であるとの指摘がある<sup>32)</sup>。言語障害の程度は極めて重く、家重の言語を理解できるのは、江戸城内で大岡忠光一人だけであった<sup>33)</sup>。『徳川実紀』には「『(家重は) 御多病にて、御言葉さわやかならざりし故、近侍の臣といえども聴きとり奉ること難し』と明確に記されている」<sup>34)</sup>と強調する指摘がある。

大岡忠光は1724（享保9）年に16歳で將軍世継の家重の小姓となった。家重が13歳のときであった。小姓として家重に仕える忠光は片時も離れることなく家重と共に暮らしていた。強い言語障害のあった家重であるが、「忠光はそれを聞き分ける能力をもち、……大いに家重に気に入られたようである」<sup>35)</sup>と指摘する者もいる。そして、大いに出世し、1746（延享3）年38歳で家重の側衆となり3千石を受け、1751（宝暦元）年には大名となっている。さらに、1754（宝暦4）年には1万5千石で若年寄、翌々年には家重の側用人となり、武州

岩槻2万3千石の城主にまで出世している<sup>36)</sup>。その出世の要因は、忠光の政治能力もあったかもしれないが、将軍・家重の言葉を理解できるのが江戸城内で忠光一人だけであったことによる。それがために、大岡忠光の「権勢は殿中を押し、老中も忠光の意を迎えざるを得なかったほど」<sup>37)</sup>にまでなったのである。

1745（延享2）年9月に、吉宗は将軍職を家重に譲り、家重は第九代将軍となったが、すんなりと決まったわけではない。すなわち将軍職をめぐる跡目争いがあったのである。

前述したように、家重は言語不明瞭の重度障害者である。これに対して、吉宗の次男の宗武は文武両道に優れた人物であった。したがって、「幕閣老中の内には、不肖の嫡子家重よりも、賢明なる次男宗武を将軍の後嗣に立てたい意向があった」<sup>38)</sup>のである。時の筆頭老中・松平乗邑には「名君の跡を暗愚の世子に継がせるのは不安であった。やはり次男田安宗武を世子に立てるべきであったという思いがあった」<sup>39)</sup>という指摘が今もある。徳川将軍は征夷大将軍であり、それが言語障害の強い障害者では不資格だとするのがその理由である。しかし、江戸幕府開闢以来、長子相続を原則としてきた社会規範を曲げてまで次男の宗武を将軍職につけることはできず、吉宗の一声によって家重が九代将軍の座についたのである<sup>40)</sup>。

家重を「暗愚の世子」とか「政治的無能力者」<sup>41)</sup>と主張する者もいるが、家重は「知的にすぐれた脳性麻痺者」<sup>42)</sup>と暗愚説に異議を唱える者もいる。家重は1761（宝暦11）年6月12日に没し、死後に太政大臣正一位が贈られている。

このように、将軍家においても、障害を理由にして障害者を将軍職から排除することはなく、障害者を排除したい勢力があったとはいえ、それは歴史における副次的な現象であり、本質的には健常者と障害者が「共に生きる」状況は、古代・中世に引き続いて維持されていたのである。

### 3) 間引き

“間引き”とは、とりわけ農村において、不作などによって食料事情が悪化したときなどに口減らしのために、生まれて間もない子の命を奪う現象のことである。

私は学生時代から障害者問題についてよく議論をした。そのとき、議論相手から、「江戸時代には障害者は真っ先に間引かれた。前近代においては障害者は殺される運命にあった」などと強くいわれたことがある。私はそれに対して反論をしたが、確証があったわけではなかった。大学院に進んで以降、このことについても、人口政策はどうだったのかという観点で文献をあさったことがある。そして、いくつかの研究成果を発見した。その中の一つに『人口及人口問題』と題する書物があった。江戸時代における間引きに関する文書を分析し、その結果に基づいて著者の見解を示している書物である。

そこには、間引きされるのは「長子長孫の場合はその危険率が少いけれども、次男以下となれば、その率は非常に大であり、……次男以下に在つては生存する方が寧ろ例外であつたことが明かである。……また間引といふことは、強健なる幼児を残して虚弱なる者を除くと

いふ意味でないことも明か<sup>43)</sup>と、見解が示されていた。

すなわち、間引きされた子どものなかに障害のある者がいたとしても、障害のある者を特に選んで間引きしたわけではなく、間引きされた次男以下のなかに障害のある者もいたということになるのである。換言すれば、跡継ぎである者は障害者であったとしても間引きされることはなく、間引きされたのは跡継ぎ以外の者であり、そのなかに障害者もいたということになる。

間引きにおいても、障害者が間引きされて排除されることはあったとしても、それは副次的な現象であり、本質的には障害者だということを理由にして間引きされたのではないのである。

江戸時代の元禄期に香月牛山という医師がいた。「香月牛山は医師としての立場から、障害をもって生まれる可能性はどんな人にもあること、言い換えれば、健常な人もたまたまそのような状態で生まれてきたにすぎないのであるから、障害児は排除すべきものではない<sup>44)</sup>と、新村拓は香月の残した文書を平易な表現で記している。また、江戸時代後期の国学者である宮負定雄が『国益本論』のなかで、障害児の問題を取り上げた文書を要約して、「子というものは『神の賜物』である以上、『不用の子』はいないとし、障害児を含めていかなる人間も生きるに値すると論じている<sup>45)</sup>と述べている。

このように、江戸時代の医師や国学者のなかには、健常者と障害者が「共に生きる」ことを当然とする考えを披瀝している者もいるのである。

## (5) 貨幣経済と価値観の変化

以上述べてきたように、前近代においては、障害者は副次的には追放されたり排除されたりすることはあったが、本質的には共同体のなかで健常者と「共に生きる」状況が続いていた。そのあり方に変化をもたらしたのが貨幣経済の支配であった。

日本において貨幣は奈良時代には鑄造されていた。しかし、その貨幣は物の売り買いの手段として使われたというよりも、権威の象徴的な存在としての側面が強かったといえる。貨幣が物の売り買いの手段に使われるのが支配的になるのは、14世紀頃になってのことである。

商品生産が進展するなかで、14世紀に中国の宋から莫大な宋銭が流入してきた。それを契機にして、貨幣による物の売り買いが急激に広がり、日本は貨幣経済が支配的となっていた。

貨幣経済の広がりという社会の変化は、人々の価値観をも変化させていった。すなわち、貨幣さえあれば欲しいものはなんでも手に入り、権力をも手中に収めることができるようになっていくので、貨幣をより多く持っている者ほど「立派な人」であるとの価値観が生まれていったと考えられる。換言すれば、貨幣を持っていない者、貨幣を手に入れることができない者は「劣った人」であるとの価値観が生まれていったと考えられる。

とはいえ、このような価値観の変化が生まれたとしても、それによって社会が急激に変化

するわけではない。なぜなら、価値観の変化は急激に広がるものではないからである。価値観の変化は徐々に徐々に広がって、それは人々の間に浸透していくのである。価値観は変化しつつも、健全者と障害者が「共に生きる」という状況までをも変化させるにはなおも数百年の時日を要するのである。

したがって、価値観の変化は、何をもってしても止めることができないものの、江戸時代の18世紀になっても、健全者と障害者が「共に生きる」という本質的な状況を根底から崩壊させるまでにはいたっていないのである。その状況を根底から崩壊させるのは、近代社会に入ってからのことである。

### 3. 近・現代における障害者

19世紀の半ばになると封建社会は一層大きく揺らぎ、江戸時代の終焉は目の前に迫ってきた。そして、1868（明治元）年に江戸幕府体制が崩壊し新しい時代を迎えたのである。その新しい近代社会の時代こそが、価値観の変化を「花開かせる時代」であり、「共に生きる」という状況を根底から崩壊させる時代なのである。

#### (1) 競争社会と障害者

近代社会は自由競争が花開く時代であり、それに伴って価値観が急激に変化していく時代である。

新しい社会は「保護」よりも「競争」が優位となり、障害者にとって受難の時代となるのである。江戸時代にとられていた盲人に対する保護政策は根底から破壊された。それは、1871（明治4）年11月3日に“瞽官廃止”が太政官から布告されたことにより、江戸時代を通じて行われていた「盲人保護」政策は終わりを告げたのである。つまり、江戸時代にとられていた盲人に対する税の免除などの特権が廃止され、「四民平等」の名の下に「保護」から「競争」の社会になるのである。そればかりではない。この布告によって、それまでであった盲人の官職を廃止し、按摩・鍼・灸の講習所なども全くその跡を消されること等、盲人の生活基盤そのものを破壊しかねない内容が命じられた。これに対し、盲人の有力者である検校たちは黙していたわけではなかったが、江戸期以来の既得権の存続運動は新政府に聞き入れられず、万事虚しく終わってしまった。そしてそれは、「共に生きる」というそれまでの社会状況をも変化させていくのである。以後、視覚障害者は多難の時代を迎えることになる。その状況はおよそ80年間も続くのである。

1883（明治16）年には太政官から医師免許規則が公布され、これ以後は西洋医学を国の医術とする方向が打ち出されたので、按摩・鍼・灸の漢方は衰微の一途を辿ることになった。その結果、これを職としていた盲人はその日の生活にも事欠くようになっていくのである。

他方、1872（明治5）年に公布された“学制”の小学校の項の第21章において、障害児を健常児とは別の学校で教育するという分離教育の体制が打ち立てられ、以後、教育の場においても、原則的には、健常者と障害者が「共に生きる」という状況はつくられないのである。

障害者のための学校を別につくることが定められたとはいえ、国によって障害者の学校が建てられるのはずっと後のことであり、盲人に対する教育は民間のいわゆる篤志家によって行われるようになった。1878（明治11）年には日本で最初の盲学校である“京都盲啞院”（現・京都府立盲学校）が建てられ、職業教育として伝統的な音楽（琴や三味線）、按摩・鍼・灸の三療が取り入れられた。このように新しく誕生した盲学校において、従来の伝統的な職業が受け継がれることとなり、一時窮状にあった盲人の生活も学校教育によって明るい兆しが見えてきた。そして、1903（明治36）年には文部省が三療職業科の教員練習科を東京盲啞学校（現・筑波大学附属視覚特別支援学校）内に2か年のコースとして設置したので、以後は三療の地位が安定するようになっていった。

しかし、一方で、近代社会になっておよそ80年間というものは、障害者だけを対象にして何らかのサービスを提供することを定めた法律は制定されていない。生活に困窮する障害者に対しても然りである。

明治憲法において職業選択の自由が定められており、その結果、江戸時代を通して盲人の天職ともされていた三療（按摩・鍼・灸）に健常者が進出する状況は年々増大し、健常者との職業上の競争に負ける視覚障害者は惨めな生活を強いられることになっていった。

極貧で独身の重度障害者の場合には、“恤救規則”によって救済の対象にはなり得るが、障害があるから救済の対象となるのではなく、極貧であるから救済の対象になっているのである。つまり、障害者であることをもって救済対象にしているのではない。

障害者が生きづらくされ健常者を中心にした状況になっていった背景には、近代社会が自由競争を前提として成り立っていることがあるが、その根底には数世紀にわたって徐々に変わってきた価値観の変化があると考えられる。つまり、金を稼げる者が「立派な人」であり、金を稼げない者は「劣った人」という価値観が支配的状況となったために、それが故に、障害者は様々な場面から排除され、健常者を中心にして「生きる社会」へと変わっていったのである。このような状況を一新するには、前面に現れている「競争の原理」を少しでも後ろへ追いやることが必要である。それができたならば、再び「共に生きる」状況へと社会が変化していくことは疑う余地がない。

## (2) 競争から共に生きるへ

第二次世界大戦の敗戦は日本社会に大きな変化をもたらした。それは、いわゆる弱者を「劣った人」とする価値観から解放する変化である。そしてその変化は、およそ80年間も崩壊状態になっていた「共に生きる」という状況を再び作り出す新たな社会の構築へと向かわせるものであった。

戦後になって初めて障害者だけを対象にした法律が制定された。それは1949（昭和24）年の“身体障害者福祉法”を皮切りにして次々と福祉法が制定されていった。そして、1960（昭和35）年には“身体障害者雇用促進法”（現・障害者の雇用の促進等に関する法律）が制定され、障害者の雇用の促進が図られた。雇用政策は、企業において障害者だけを集めて働かせるのではなく、健常者が働いている労働の場で障害者も働くという状況をつくり出すこととなった。まさに、働く場における“共に生きる”の実現である。

1970年代になると、とりわけ肢体障害者を中心にして、施設から街に出ようという脱施設運動が展開されるようになった。それは、単に施設から出るというだけのことではなく、地域社会で生活することを目指したものであった。それは、障害者の「施設隔離状況」から地域社会で健常者と“共に生きる”ことを目指したものであった。

同じ頃、障害児教育の場面においても変化が見られるようになった。1872（明治5）年の“学制”発布以来、分離教育を原則としてきた学校教育体制に対して、統合教育を求める動きが現れ、その実現に向けた取組みが行われるようになった。1975（昭和50）年には6人の視覚障害児が地域の公立小学校に入学することが許可され、ここから視覚障害児統合教育が始まった<sup>46)</sup>。また、1979（昭和54）年の養護学校義務化に反対する人たちによって、統合教育運動が展開されていった。これらの運動は、まさに、教育の場における“共に生きる”ことを実現させようとするものである。

これらの運動に拍車をかけたのが“国際障害者年”である。1981（昭和56）年に取り組まれた“国際障害者年”は、“完全参加と平等”というスローガンにも表わされているように、共生社会の実現に向けて拍車をかける大きな取組みであった。そして、その後の国や地方行政は、障害者が地域社会で生活し、健常者と“共に生きる”ことを実現させるために福祉サービスの充実を図っていった。

しかしながら、教育においては、統合教育は現行教育制度の枠外のものとの位置づけは強固であり、学校現場における“共に生きる”の実現は蝸牛の歩みのようであった。

21世紀に入ると、“障害者権利条約”の締結にも見られるように国際情勢の変化が日本にも押し寄せ、2007（平成19）年からはそれまでの特殊教育に替わって“特別支援教育”が始まり、教育の場における“共に生きる”という状況に拍車がかかった。また、障害者権利条約の批准に向けて“障害者差別解消法”の制定<sup>47)</sup>や、“改正雇用促進法”の制定等によって、地域社会においても、企業等の働く場においても、“共に生きる”という状況はますます広がっている。

## おわりに

現代社会における“共に生きる”という状況は、前近代における「共に生きる」とは質を

異にするものである。すなわち、前近代における「共に生きる」は障害者が共同体に単に包摂されて生きているのに対し、現代社会における“共に生きる”は、障害者と健常者が平等の立場に立った、お互いを尊重し合う立場に立った“共に生きる”という状況なのである。

換言すれば、前近代における「共に生きる」状況が、近代社会においては競争原理が蔓延することによって否定され、現代社会になると、その競争原理を後ろへ追いやる＝否定する動きのなかで新たな“共に生きる”状況を構築しようとするものである。それは、歴史の変遷のなかで、現代社会における“共に生きる”状況は、前近代における「共に生きる」よりも高次の段階の“共に生きる”なのである。

(付記) 本稿が掲載されたこの論集が発行される2017年3月末をもって、私は、14年間勤めた四天王寺大学を定年により退職することになった。前任校の花園大学の6年間と合わせると、20年間の専任教員、それ以前の12年間の非常勤講師時代を合わせると32年間の教員生活に終止符を打つことになる。大学を退職する多くの教員は、「まだやり残したことがあるので、退職後も研究を続ける」とおっしゃるが、私は退職を機会にすべての研究に終止符を打つ。その意味では、本稿は、私の研究生生活における最後の論文になる。今後は、一切、学術論文を執筆することはない。決心を揺るぎないものにするため、これまでに親しくしていただいた先生方から献呈された御著書以外の書物は、この論集が発行される頃にはすべて処分してしまっている。

私は全盲の視覚障害者であるが故に、文献を読むのも、点字で書いた論文を墨字（目の見える人が使っている文字）に直すのも、すべて晴眼者（目の見える人）に手伝ってもらわなければならない。大学院時代から数えると、およそ300人のボランティアの方々に手伝ってもらった。

特に、およそ15年間にわたって、花園大学と四天王寺大学の両方の大学において助手として資料の整理・朗読、論文等の墨訳（点字を墨字に訳すこと）と校正など、私の研究生生活の多くの部分を支えてくださった戸床マスエさんには心から感謝している。

図書館でおよそ30年間にわたって吉沢窈子さんと武田瑠美さんには、雨の日も風の日も欠かすことなく、毎週資料を音訳（朗読）していただいた。吉沢窈子さんには82歳まで、武田瑠美さんには80歳までお世話になった。ここに記して感謝の言葉としたい。

以上の御三方以外にも、本当に多くの人に支えられてきた。今も図書館にて対面朗読でお世話になっている村村明子さんには、2013年に上梓した拙著とそれ以降に執筆したすべての論文の校正を完璧にいただいている。私が長年にわたる研究生生活を無事に終えることができたのも、ひとえにこれらの方々の手助けがあったからである。本当にありがとうございました。

## 註

- 1) 蛭児神話については、私の捉え方とは異なるものの、詳細な研究がある。河野勝行「障害者差別の成立と階級支配——古事記・日本書紀の蛭児『神話』の批判的検討を通して——」、『障害者問題研究』第1号、全国障害者問題研究会、1973年7月、60～70頁を参照されたい。
- 2) 児島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守 校注・訳『日本書紀①』、『新編 日本古典文学全集2』所収、小学館、1994年、29～31頁。
- 3) 同前、37頁。

- 4) 同前、39 頁。
- 5) 生瀬克己は著書のなかで、「このような神話〔蛭児神話——引用者〕が存在することから、日本の神話時代の障害者は、いまのところは、『棄てられた』と考えられています」と述べている。生瀬克己『障害者問題入門』解放出版社、1991 年、73 頁。
- 6) 「ヒルコが『葦の船』に乗せて棄てられたという設定は、神話の時代にすでに『障害者はよくないもの』とする『時代の意識』が成立していたことを示しているのかもしれませんが」と、生瀬は述べている。生瀬克己、同前、73 頁。
- 7) 同前、74 頁。
- 8) 新村拓『死と病と看護の社会史』、生瀬克己、同前、75 頁より再引用。
- 9) 日本大辞典刊行会 編『日本国語大辞典』第 8 巻、小学館、1980 年、1259 頁。
- 10) 宮本救「律令制的土地制度」、『土地制度史Ⅰ 体系日本史叢書 6』山川出版社、1973 年、54～55 頁。一段は、太閤検地以前は 360 歩（坪）であったが、太閤検地以後は 300 歩（坪）となっている。
- 11) 同前、55 頁。
- 12) 『律令 日本思想体系 3』岩波書店、1976 年、240 頁。引用は読み下し文による。以下同じ。
- 13) 同前、245 頁。
- 14) 同前。
- 15) 同前、227 頁。
- 16) 同前、552 頁。
- 17) 同前、226 頁。癱疾と篤疾に対する税の免除は日本だけのことではない。中国の唐時代においても同様であった。そのことについては、「日唐ともに篤疾と癱疾が課役を全免されていた」と指摘されている（斉藤博久「日唐の律令体制における障害者認識について—— 残疾への対応の相違を中心に——」、『古代史の研究』第 8 号、関西大学古代史研究会、1990 年 7 月、32 頁）。
- 18) 『広辞苑』第 4 版、岩波書店、1991 年、467 頁。
- 19) 前掲『律令 日本思想体系 3』、552 頁。
- 20) 「残疾・癱疾・篤疾の……該当者には、その段階に応じて種々の保護を加えた」（同前、226 頁）とする見解もあるが、税の減免措置については保護ではないことは、これまでに述べてきたことから明らかである。
- 21) 前掲『日本国語大辞典』、1259 頁。
- 22) 前掲『律令 日本思想体系 3』、552 頁。
- 23) 詳細は、斉藤博久「日本古代律令籍帳障害者考」、『古代史の研究』第 6 号、関西大学古代史研究会、1984 年 12 月、21～46 頁を参照されたい。
- 24) 同前、24 頁。
- 25) 同前、32 頁。
- 26) 同前、42 頁。斉藤博久は当時の籍帳に記載されている残疾 53 例、癱疾 30 例、篤疾 12 例、その他 8 例を表にまとめて分析している。詳しくは、同前、25～35 頁を参照されたい。
- 27) 生瀬克己「障害者の自立と生活保障 福祉と障害」、山本博文 編『江戸の危機管理』新人物往来社、1997 年、174 頁。
- 28) 岡田満里子「伝説の隣人たち」（41）、『点字毎日』2008 年 6 月 15 日付（活字版は同月 19 日付）。
- 29) 江戸時代の盲人保護に関しては、さしあたって、拙稿「江戸時代 盲人保護確立の立役者 伊豆圓一」、『視覚障害——その研究と情報——』No.256、視覚障害者支援総合センター、2009 年 9 月、42～50 頁を参照されたい。



- 30) 土肥鑑高「第九代徳川家重」、北島正元 編『徳川将軍列伝』秋田書店、1974年、260頁。
- 31) 同前、272頁。
- 32) 整形外科の医師であり作家である篠田達明は、徳川家重について、「脳性麻痺者だったと推察する」と述べている（篠田達明『徳川将軍家十五代のカルテ』新潮社、2005年、120頁）。
- 33) 家重の「言葉を聞き分けられるのは、御用取り次ぎの大岡忠光のみであった」との指摘（井口朝生「父の偉業に頼った将軍」、『別冊歴史読本 徳川十五代将軍実紀』新人物往来社、1987年、102頁）や、「家重の話をしきわけることができたのは……大岡忠光ただひとりだった」との指摘（前掲『徳川将軍家十五代のカルテ』、121頁）がある。もっとも、後者の指摘は前者の指摘その他を援用しているのかもしれない。
- 34) 同前、120頁。
- 35) 前掲「第九代徳川家重」、272頁。
- 36) 同前、273頁。
- 37) 前掲「父の偉業に頼った将軍」、102頁。絶大な権力を有した大岡忠光を取り上げたテレビドラマが40年ほど前に製作されたことがある。それは「闇将軍」というドラマであり、フジテレビ系で放映されている。このドラマを見た人は、大岡忠光がいかに絶大な権力を手中に収めていたかが判るというものである。
- 38) 同前、100頁。
- 39) 同前、101頁。
- 40) 家重が将軍につくと間もなく、「父吉宗が重用した老中松平乗邑を罷免し、弟の田安宗武に謹慎を命じた。将軍継承問題についての暗君らしい報復であったとされている」（同前）と、跡継ぎ問題のこじれがその後の幕閣体制に影響を及ぼす状況があった。
- 41) 同前、102頁。
- 42) 前掲『徳川将軍家十五代のカルテ』、120頁。
- 43) 本庄榮治郎『人口及人口問題』日本評論社、1930年、118～119頁。
- 44) 新村拓『出産と生殖観の歴史』法政大学出版局、1996年、254頁。
- 45) 同前、255頁。
- 46) 視覚障害児統合教育については、拙著『定住外国人障害者がみた日本社会』明石書店、1993年、「Ⅳ 視覚障害児統合教育」を参照されたい。
- 47) 障害者差別解消法、そのなかでも合理的配慮に関しては、拙稿「合理的配慮に関する一考察」（『四天王寺大学大学院研究論集』第10号、2016年、5～22頁）を参照されたい。

